

名張市都市計画審議会条例

昭和56年4月1日条例第16号

改正

平成7年9月29日条例第29号

平成11年6月30日条例第12号

平成12年3月29日条例第1号

平成15年3月28日条例第6号

平成18年6月27日条例第22号

平成20年12月25日条例第40号

平成21年6月25日条例第30号

名張市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため名張市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会に關し必要な事項については同条第3項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5名

(2) 市の議会の議員 3名

(3) 市の住民 3名

(4) 関係行政機関の職員及び市長が必要と認める者 若干名

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び議案に係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の会務を処理する。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日条例第29号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成11年6月30日条例第12号抄)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(名張市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の名張市都市計画審議会条例第2条第1項第2号に掲げる委員の数は、平成12年10月31日までの間は、5名とする。

附 則(平成15年3月28日条例第6号抄)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月27日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成20年12月25日条例第40号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。